

知識は
力なり

My Adviser

(顧問弁護士)

かじやまと

加地 和 法律事務所報

TEL 075-821-2884

FAX 075-821-2823

<http://www4.ocn.ne.jp/~yamakaji/>
京都市中京区丸太町通御前西入ル北側



弁護士政次

ごあいさつ

もう9月になるというのに猛暑日が続いておりますが、皆様お元気でしょうか。

さて、私自身は犬や猫のペットを飼っていませんが、これらのペットを家族同様にかわいがっておられる方もたくさんいらっしゃいます。しかし、ペットは動物であり、どうしても思いがけない行動にでることは避けられません。今回は、こうしたペットが引き起こす事故について考えたいと思います。

平成22年8月

弁護士 政次 義夫

事務局 川端広美・井上はるみ

『他人のペットが飛びかかって きて怪我をしてしまった!!』 こんなとき、どうする??

(問) 引き綱をつけて散歩していた犬が、近くを通りかかった私に突然吠えて飛びかかってきたので、私は驚いて転倒してしまい、大腿骨骨折の重傷を負ってしまいました。犬の飼い主に治療費と慰謝料を請求できますか。

(答え) ペットの飼い主は、動物の占有者として、そのペットが他人に加えた損害につき賠償しなければなりません(民法718条1項本文)。これは、そもそも危険な動物を所持するものは当然その動物から発生するリスクも負うべきだという考えに基づきます。ただし、この責任は全くの無過失責任ではなく、動物の占有者が動物の種類および性質に従い「相当の注意」をもって保管をなしたことを立証したときには免責されるものとされています(同項但書)。そこで、本件では、飼い主が「相当の注意」をもって飼い犬の保管をなしたといえるかが問題となります。

ここで「相当な注意」とは、通常払うべき程度の注意義務を意味し、異常な事態に対処し得るほどの注意義務までを課したものではありません

(右上へ)

とされています。そして「相当な注意」をもって飼い犬の保管をしたか否かについては「①動物の種類・雄雌・年齢、②動物の性質・性癖・病気、③動物の加害前歴、④占有者らにつき、その職業・保管に対する熟練度・動物の馴致の程度・加害時における措置態度など、⑤保管の態様(たとえば、放飼したか、逸去あるいは長期行方不明の動物を追及したか、狂犬病注射をしたか、去勢手術をしたか、繫ばく・拘束の方法程度、箆口具を用いたかなど)⑥被害者につき、たとえば、警戒心の有無、被害誘発の有無、被害時の状況など」の事実関係をもとに個別具体的に判断すべきものとされています。

本件について考えると、たとえ引き綱をつけて散歩していたとしても、その長さが必要以上に長く、犬が他人に飛び掛かろうとしたときに直ちに制御できない程度であったと言えるので、「相当の注意」を欠いていたと言わざるを得ないでしょう。

よって、あなたは、犬の飼い主に対し、治療費と慰謝料を請求できます。

こうして見ると、ペットの飼い主に課される注意義務は相当重いといえるので、ペットの飼い主の方は、自分のペットが他人に危害を加えないように十分に注意する必要があります。

★ 本書は無料でお送りしています。法律に悩んでいる人があれば、この内容を教えて頂いたり、また、その人を御紹介下さいませ。加地和法律事務所ホームページには250問答を掲載しております。

次回からFAX送信を中止の場合は、恐縮ですが、加地和法律事務所までお電話かFAXにてご連絡下さいませ。

(広告㊦)